

○三鷹市地域ポイント事業実施要綱

令和4年12月1日

施行

(目的)

第1条 三鷹市地域ポイント事業は、三鷹市（以下「市」という。）が発行する地域ポイントの流通を通して、市内におけるボランティア活動や地域活動の推進を支援するとともに、コミュニティ及び地域経済の活性化を図り、地域課題の解決や地域のにぎわいを創出することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「利用者」とは、地域ポイントを利用した各種サービス（以下「利用者サービス」という。）を利用する者をいう。
- (2) 「参加店舗」とは、利用者が地域ポイントを利用できる店舗等及び市が設置する公共施設等をいう。
- (3) 「利用者端末」とは、利用者サービスにおいて認証等に利用される利用者のスマートフォンその他の情報通信機器の総称をいう。
- (4) 「ポイント取引」とは、利用者が参加店舗より物品、サービス等の商品又は役務（以下「商品等」という。）の提供を受けた場合等に、その代金等を地域ポイントで決済することをいう。

(地域ポイントの名称及び価値)

第3条 地域ポイントの名称は、みたか地域ポイント（以下「ポイント」という。）とし、その価値は1ポイント当たり1円とする。

(ポイントの発行者等)

第4条 ポイントの発行及び管理は、市が行うものとする。

2 ポイントの運用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) デジタルポイント 市が指定する地域通貨プラットフォームサービス“よむ

すびサービス”（以下「プラットフォーム」という。）を利用する方法

(2) アナログポイント 市が発行する紙のスタンプカード（以下「スタンプカード」という。）を利用する方法

（ポイントの発行額）

第5条 ポイントの一会計年度における発行額は、当該年度の予算の範囲内とする。

（ポイントの付与対象とする活動等）

第6条 市がポイントを付与する活動等は、次のとおりとする。

(1) 市が指定するボランティア活動及びコミュニティ活動

(2) 市が指定するイベントへの参加

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める活動等

（ポイントの付与方法）

第7条 デジタルポイントの付与は、市が指定する次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 前条に定める活動等を行った利用者が、利用者端末を用いて、市が指定するQRコードを読み取る方法

(2) 前条に定める活動を行った利用者に対して、市がプラットフォームを介して一括で付与する方法

2 アナログポイントの付与は、スタンプカードに市が指定するスタンプを押印する方法により行うものとする。

（ポイントの有効期限）

第8条 デジタルポイントの有効期限は、ポイントを最後に取得又は利用した日から365日間とする。

2 アナログポイントの有効期限は、スタンプカードの発行日から2年間とする。

（ポイントの利用等）

第9条 利用者は、次に掲げる方法（アナログポイントは、第2号及び第4号の方法に限る。）によりポイントを利用することができる。

(1) ポイント取引に利用する方法

- (2) 市が指定する記念品との交換に利用する方法
 - (3) 他の利用者に贈る方法
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、その他市長が定める方法
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、利用者は、次に掲げるものはポイント取引としてポイントを利用することができないものとする。
- (1) 出資、債務の弁済等の消費に当たるもの
 - (2) 有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードその他換金性の高いもの
 - (3) その他市長がポイントの利用として適当でないと認めるもの
- 3 利用者は、ポイントを現金に換金することはできないものとする。
- (ポイントの精算)

第10条 ポイント取引により支払いを受けた参加店舗は、当該支払いに係るポイントについて、1ポイント当たり1円に換算した額により精算を受けることができる。

(参加店舗の要件)

第11条 参加店舗のうち店舗等は、市内で営業し、かつ、次のいずれにも該当しないことを要件とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの
 - (2) 特定の宗教又は政治団体と関わるものや、公序良俗に反する事業及び営業を行っているもの
 - (3) 三鷹市暴力団排除条例（平成24年三鷹市条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者と関わるもの
 - (4) その他市長が参加店舗として適当でないとして別に定めるもの
- (参加店舗の登録申請)

第12条 参加店舗の登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、みたか地域ポイント参加店舗登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、

市長に申請しなければならない。

(参加店舗の登録)

第13条 市長は前条の申請書を受け付けた場合において、その内容を審査し、その登録を認めるときは、みたか地域ポイント参加店舗登録決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、参加店舗であることを示す証票(様式第3号)を交付するものとする。

(参加店舗の登録内容の変更)

第14条 参加店舗の登録を受けた者は、第12条の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかにみたか地域ポイント参加店舗登録内容変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(参加店舗の登録の辞退、解除)

第15条 参加店舗の登録を受けた者は、第13条の規定による登録を辞退するとき、辞退する日の30日前までにみたか地域ポイント参加店舗辞退届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参加店舗の登録を解除できるものとする。

- (1) 参加店舗の登録を受けた者から、前項の規定による辞退の届出があったとき。
- (2) 社会情勢の変化、法令の改廃等のやむを得ない事情変更により三鷹市地域ポイント事業を終了するときその他市長が登録を解除することが適当と認めるとき。

(参加店舗の登録取消)

第16条 市長は、参加店舗が本要綱又は別に定める規約等に違反したときは、参加店舗の登録を取り消すことができる。

(事業の委託)

第17条 市長は、三鷹市地域ポイント事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認める事業者に委託することができる。

(禁止事項)

第18条 何人もポイントを偽造し、不正に利用し、又は転売してはならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱による参加店舗の登録に係る手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。